

(様式第1-1号)

## 入札参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：令和3年度県立学校校内無線アクセスポイント整備業務

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）又は情報処理サービスの電気通信サービスに登録されている者であります。
- 3 当社は、本件調達公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。  
また、この調達の開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社は、本件調達公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。  
また、この調達の開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までに更生手続開始の申立てが行われた場合又は再生手続開始の申立てが行われた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有しています。
- 6 当社は、本件入札に係る共同企業体の構成員ではありません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
役職及び氏名

(作成責任者)  
所属・職・氏名  
電話番号  
ファクシミリ  
電子メールアドレス

(注) 5について、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者は、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式。以下「明細書写し」という。）を添付すること。ただし、県内事業所を設立して間もない場合において、明細書の写しが添付できない場合は、県内従業員数の分かる受理印のある公的資料（県内市町村へ提出した設立届の写し（受理印が押印されたもの）等）を添付すること。

(様式第1-2号)

## 入札参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：令和3年度県立学校校内無線アクセスポイント整備業務

- 1 各構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 構成員の1以上の者が、平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）又は情報処理サービスの電気通信サービスに登録されている者です。
- 3 各構成員は、本件調達公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。  
また、この調達の開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 各構成員は、本件調達公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。  
また、この調達の開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までに更生手続開始の申立てが行われた場合又は再生手続開始の申立てが行われた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している構成員が1者以上おり、当該事業所に従業員が常駐しています。
- 6 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではありません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(共同企業体)

名称

所在地

(共同企業体の代表者)

住所

商号又は名称

役職及び氏名

(共同企業体の構成員)

住所

商号又は名称

役職及び氏名

(作成責任者)

所属・職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メールアドレス

(様式第2号)

## 質 問 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所

商号又は名称

役職及び氏名

(作成責任者)

所属・職・氏名

電話番号

ファクシミリ

令和3年度県立学校校内無線アクセスポイント整備業務に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第3-1号)

# 委 任 状

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

委任者 住 所  
商号又は名称  
役職及び氏名

印

私は下記の者を代理人に定め、下記の権限を委任します。

記

委任事項 令和3年度県立学校校内無線アクセスポイント整備業務に関する入札の  
権限

受任者 住所

氏名

(様式第3-2号)

# 委 任 状

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(共同企業体)

名 称  
所 在 地

(共同企業体の代表者)

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

(共同企業体の構成員)

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

私は下記の者を代理人に定め、下記の権限を委任します。

## 記

委任事項 令和3年度県立学校校内無線アクセスポイント整備業務に関する入札の  
権限

受任者 住所

氏名

(様式第4号)

入 札 書 (第 回)

鳥取県知事 平井伸治 様

次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

代理人 住 所  
氏 名 印

件名	令和3年度県立学校校内無線アクセスポイント整備業務
入札金額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

- 備 考
- 1 入札書は、封書にし、表面に業務名、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
  - 2 入札金額は算用数字で記載すること。
  - 3 入札金額は、本業務の履行に係る費用の合計額。

(注意) 契約保証金の免除を希望する落札者は、この書類(様式第5号)を落札決定通知後速やかに提出してください。  
(様式第5号)

## 契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(申請者)

住 所  
商号又は名称  
役職及び氏名

(この申請に係る責任者及び連絡先)

所属・職・氏名  
電 話 番 号  
ファクシミリ  
電子メールアドレス

令和3年7月1日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県会計規則第112条第4項の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

案件名称 令和3年度県立学校校内無線アクセスポイント整備業務

- 注1 申請者は、案件の契約を行う者(代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者)とすることとする。
- 注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券(写し不可)を添付すること。
- 注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績を証するもの(契約書写し等)を添付すること。

[参考]

〇〇業務〇〇〇・〇〇〇共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇業務〇〇〇・〇〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、業務の委託契約の履行後〇ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することはできない。

[注] 〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 業務を受託することのできなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当該企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 〇〇株式会社 〇〇%
- 〇〇株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行その他の業務の実態に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者



名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の時決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中においては前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中に破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約内容に適合しない部分があった場合は、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(解散後の著作権)

第19条 当企業体が解散した後において、著作権は、〇〇〇〇。

(〇〇〇 (その他必要な事項))

第20条 〇〇〇〇〇〇〇〇。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり〇〇業務〇〇〇・〇〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印